

第2号議案

岸和田「カーネーション」推進協議会規約

(設置)

第1条 平成23年度後期に岸和田市を舞台とした連続テレビ小説「カーネーション」(以下「カーネーション」という。)の制作が決定されたことを受け、この「カーネーション」をステップに、本市を全国に発信する好機と捉え、岸和田「カーネーション」推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は「カーネーション」を通じて本市の魅力を広くPRし、もって市民の郷土意識の高揚を図るとともに、本市の活性化を推進する各種団体相互の支援体制の構築及び連絡調整を行い、本市を元気にするまちづくりを推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的のため次の活動を行う。

- (1) 「カーネーション」を通じた本市の観光振興並びに産業の活性化に関すること
- (2) 市民の郷土意識の高揚を図ることに関すること
- (3) 「カーネーション」の撮影協力に関すること
- (4) 各種団体相互の支援体制の構築及び連絡調整に関すること
- (5) その他目的達成のため、必要な事項に関すること

(構成員)

第4条 協議会は、別表1に掲げる団体等をもって組織する。

- 2 会長は必要に応じて、協議会に構成員を加えることができる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、岸和田市長をもって充てる。
 - 3 副会長は、構成員の互選により定め、会長を補佐する。
 - 4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。
 - 5 監事は、構成員の互選によりこれを定める。
 - 6 監事は、協議会の財務を監査する。

(任期)

第6条 役員の任期は、協議会の解散までとする。ただし、役員が就任時の団体又は機関の役職を離れたときは、その役員は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(参与)

第7条 協議会に参与を置くことができる。

2 参与は会長が選任し、協議会において承認する。

ただし、参与は、就任時の団体又は機関の役職を離れたときは辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長を務める。

(幹事会)

第9条 協議会の活動の円滑な推進を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる団体等をもって組織する。

3 会長は必要に応じて、幹事会に構成員を加えることができる。

4 幹事会に幹事長を置き、会長が指名する者をもって充てる。

5 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、岸和田市に置く。

2 事務局は次に掲げるものをもって組織する。

(1) 岸和田市産業部商工観光課

(2) 岸和田市市長公室広報公聴課

(3) 岸和田市企画調整部企画課

(経費)

第11条 協議会の経費は、構成員からの負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(解散)

第13条 協議会は、事業の完了報告の承認をもって解散する。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成23年3月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

団体名	団体名
岸和田市長	だんじり祭運営協議会
岸和田市副市長	岸和田城周辺まちづくり協議会
岸和田市議会議長	岸和田青年会議所
岸和田市議会事業常任委員会委員長	岸和田市青年団協議会
大阪府議会議員	J Aいずみの女性会連絡協議会
大阪府議会議員	母子寡婦福祉会
岸和田商工会議所	岸和田市立産業高等学校
岸和田市観光振興協会	南海電気鉄道(株)
いずみの農業協同組合	西日本旅客鉄道(株)
岸和田市漁業協同組合	南海ウイングバス南部(株)
春木漁業協同組合	岸和田観光バス(株)
岸和田市町会連合会	(株)テレビ岸和田
岸和田市商店街連合会	住商アーバン開発(株)
岸和田料飲組合	(株)新日本旅行
岸和田市ボランティアガイド	大阪府都市魅力創造局
岸和田市文化協会	大阪府岸和田土木事務所
祭礼町会連合会	大阪府泉州農と緑の総合事務所
岸和田地車祭礼年番	(財)大阪観光コンベンション協会

別表 2 (第 9 条関係)

団体名
岸和田市
岸和田市観光振興協会
岸和田商工会議所
いずみの農業協同組合
岸和田ボランティアガイド
(財)大阪観光コンベンション協会